

議案第 1 6 1 号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（工事の施行） 第 1 0 条 前条第 1 項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（<u>前項ただし書に規定する者を含む。次条第 2 項及び第 4 2 条第 2 項において「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</u> 3 〔略〕 （給水管及び給水用具の指定）	（工事の施行） 第 1 0 条 前条第 1 項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 〔略〕 （給水管及び給水用具の指定）

第 1 1 条　〔略〕 2　管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3　〔略〕 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 4 2 条　〔略〕 2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3　〔略〕	第 1 1 条　〔略〕 2　管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3　〔略〕 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 4 2 条　〔略〕 2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3　〔略〕
--	--

附　則

この条例は、公布の日から施行する。